

## 家財補償

火災・風水災害・盗難等による被害にあった場合、損害にあった家財と同程度のものを新たに購入・修復するために必要な標準的な額（再調達価格）に基づき補償いたします。

### 1 火災

火災、消防活動による水ぬれ



### 2 落雷



### 3 破裂・爆発

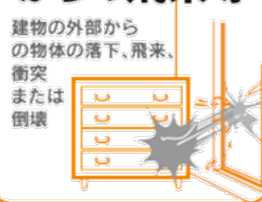


### 4 風・ひょう・雪災

損害額20万円以上の場合



### 5 建物外部からの飛来等



### 6 水ぬれ



### 7 騒じょう



### 8 盗難

盗難による家財の盗取、損傷、汚損および現金・預貯金証書等の盗難による損害  
※警察への届出が必要です。



### 9 持ち出し家財

他の建物内で①～⑥の事故による損害（現金等・預貯金証書等を除きます）



### 10 不測かつ突発的な家財の損害

・1回の事故につき50万円、免責金額1万円  
・携帯電話、スマホ、PC、タブレット、美術、骨とう品を除きます。

### 11 水災

台風・暴風雨等で洪水、高潮、土砂崩れ等の水災による損害



## 補償例

### 【家財補償】

- 火災により洋服や家具を消失してしまった
- 落雷でテレビが使えなくなってしまった
- 空き巣に入られ部屋にあったパソコンや現金が盗まれた
- 洪水により床上浸水し家財が使えなくなってしまった

### 【大家さんへの賠償責任】

- 洗濯機のホースが外れ、借戸室の床に水濡れ損害を与えてしまった
- タバコの消し忘れで借戸室を焼失させてしまった
- 偶然な事故も自己負担なしで補償します-
- 部屋の模様替えで家具を移動した際、内壁に当たり破損させてしまった
- 化粧瓶を落とし、洗面台を破損してしまった

### 【第三者への賠償責任】

- 子供が自転車で他人にぶつかりケガをさせた
- ベランダから物干しざおを落とし、下に駐車していた車(他人所有)を壊してしまった
- サッカーボールで遊んでいて、共有部分のガラスを割ってしまった
- 洗濯機のホースが外れ、階下の住人の家財に損害を与えてしまった

## 費用補償

水道管の凍結による破裂の修理をはじめとして、様々な費用を補償いたします。

### 1 臨時宿泊費用

家財補償保険金の支払い対象となる事故が発生した場合、借戸室に居住できなくなったため支出した臨時宿泊費用を1泊あたり3万円、最長14泊、1回の事故につき20万円を限度に実費をお支払いします。

### 2 残存物取片付け費用

家財補償保険金の支払い対象となる事故が発生し、その事故によって損害を受けた残存物の片付け費用を家財補償に対する支払保険金の10%を限度にお支払いします。



### 3 失火見舞費用

被保険者の借戸室より発生した火災等により、第三者の所有物を滅失、損傷または汚損した場合、見舞金等の費用を被災者1世帯につき10万円を限度にお支払いします。(家財保険金額の20%限度)



### 4 被災転居費用

家財補償保険金の支払い対象となる事故が発生し、借戸室が属する建物に半壊以上の損害が生じたため借戸室に居住できなくなった場合、1回の事故につき20万円を限度に転居のための費用を保険金としてお支払いします。

### 5 修理費用

借戸室が次の各号のいずれかに該当する事故によって壁、柱、床、階段等の主要構造部以外が損害を受け、被保険者がその借戸室の貸主との契約に基づき、または緊急的にその借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用を現実に負担した場合に、1回の事故につき100万円を限度として保険金をお支払いします。

- イ) 火災、落雷、破裂・爆発
- ロ) 借戸室の外部からの物体落下、飛来、衝突または倒壊
- ハ) 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または出水による水濡れ
- ニ) 騒じょうおよびこれらに類似の集団行動に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ホ) 盗難によって借戸室に生じた損傷または汚損
- ヘ) 風災、雹災、雪災害
- ト) 取付ガラスの熱割れ(30万円)



### 6 ドアロック交換費用

借戸室のかぎが盗まれ、ドアロックの交換が必要な場合に、1回の事故につき5万円を限度に保険金をお支払いします。またいたずらやピッキングの場合も補償の対象となります。



### 7 水道管修理費用

借戸室の水道管(給湯器を含みます。)が凍結によって損壊を受け、損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用を負担した場合に、1回の事故につき10万円を限度に保険金をお支払いします。また凍結によって使用不能となり解氷費用を負担した場合も補償の対象となります。



### 8 借戸室内死亡修復費用

被保険者がその借戸室内で誰にも看取られることなく死亡したことにより、借戸室に破損・汚損等の損害を与えた場合、50万円を限度に損害を復旧させるに要した費用を保険金としてお支払いします。

### 9 遺品整理費用

被保険者が死亡したことで、借戸室の賃貸借契約が終了する場合、遺品整理に要した費用について50万円を限度に保険金をお支払いします。



### 10 損害防止費用

消火活動等、損害防止に必要なかつ有益な所定の費用(消化剤の費用等)



## 賠償責任補償

大家さんや第三者に対し、身体・財物損害を与え、法律上の賠償責任が生じた場合に補償いたします。

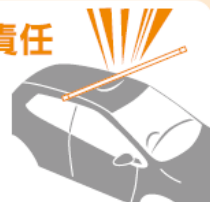
### 1 大家さんへの賠償責任

被保険者が、火災、破裂、爆発、その他偶然な事故により借戸室に損害を与えてしまい、大家さんに対する法律上の損害賠償責任が生じた場合に保険金をお支払いします。



### 2 第三者への賠償責任

日常生活において被保険者が他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与えることによって、法律上の損害賠償責任が生じた場合に保険金をお支払いします。



### 任意加入 地震災害費用担保

借戸室が属する建物が地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって全損となった場合、臨時に生ずる費用に対して、費用保険金(20万円)を支払う特約です。



# 住まいの現場急行サービス

## 24時間365日、お住いのトラブルをサポート

水まわりのトラブルやカギを紛失した等でお困りの際、専門業者を手配し、30分程度の応急処置および開錠を行います。  
(30分を超える作業料金および部品代はお客様負担となります。)

# 0120-089-998

ガイダンス **2**

### ■対象となる物件

保険証券記載の家財を収容する居住用の借戸室(共有・共用部分は対象外)

### ■サービス内容

- ① トイレのつまり除去
- ② 給・排水管の故障によるあふれの原因個所の応急処置
- ③ 給・排水管のつまり除去
- ④ 玄関ドアのカギ開け(カギの作製、シリンダー交換の作業料金および部品代はお客様負担となります。)  
・防犯の観点から、契約者ご本人または被保険者ご本人の確認ができない場合はサービスの提供は行いません。

※本サービスは一部地域ではご利用いただけません。 ※本サービス内容の詳細につきましては、e-Net少額短期保険株式会社ホームページに掲載しております。  
※本サービスの内容は、予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## ご契約コース例

～ 家財補償の金額は、ご入居者様が所有する家財を再取得するための費用としてください ～

保険種類 (プラン)		賃貸住宅補償総合保険『新バリュープラン』(プレミアムプラン)	
保険期間		年	
コース	家財補償金額 <small>(注1～4)</small> *不測かつ突発的な事故は50万円限度(免責1万円) <small>(注5)</small>	保険料(地震災害費用担保特約含まず)	
A	万円	円	
B	万円	円	
C	万円	円	
住まいの現場急行サービス		回数制限なし	

### < 費用補償・賠償責任補償の保険金額(A～Cコース共通) >

費用補償	臨時宿泊費用	1泊につき3万円かつ14泊までの実費 (総額20万円限度)	
	残存物取片付け費用	家財補償に対する支払保険金の10%限度	
	失火見舞費用	被災者1世帯につき10万円限度 (家財保険金額の20%限度)	
	被災転居費用	1回の事故につき20万円限度	
	修理費用	1回の事故につき100万円限度(免責0万円)	
	取付ガラスの熱割れ	1回の事故につき30万円限度(免責0万円)	
	ドアロック交換費用(いたずら・ピッキングも補償対象)	1回の事故につき5万円限度(免責0万円)	
	水道管修理費用(解氷費用も補償対象)	1回の事故につき10万円限度(免責0万円)	
	借戸室内死亡修復費用	50万円限度	
	遺品整理費用	50万円限度	
賠償責任補償	大家さんへの賠償責任	①火災 ②破裂・爆発 ③水ぬれ	2,000万円(免責0万円)
		①～③以外の偶然な事故	30万円(免責0万円)
	第三者への賠償責任	2,000万円(免責0万円)	

(注1)貴金属・美術品等1個または1組の価格(時価)が30万円を超えるもの、自動車、動・植物等の生物等、家財補償の対象とならないものがありますのでご注意ください。(注2)盗難については、1回の事故につき50万円(現金は1回の事故につき20万円)が限度となります。(注3)持ち出し家財については、1回の事故につき100万円または家財保険金額の20%のいずれか低い額が限度となります。(注4)水災については、1回の事故につき100万円が限度となります。(注5)1回の事故につき50万円(自己負担金1万円)が限度となります。ただし、携帯電話、パソコン、スマートフォン、タブレット端末、美術品、骨董品等は補償対象外です。  
※家財補償と費用補償で支払われる保険金の総額は家財保険金額を、賠償責任補償で支払われる保険金の総額は賠償責任額を限度とします。

※上記A～Cコース以外のコースでのご加入を希望される場合は、下記取扱代理店までお問い合わせください。

※本チラシはご契約に関するすべての内容を掲載しているものではありません。詳細につきましてはパンフレット・重要事項説明書をご参照ください。

●賃貸住宅補償総合保険『新バリュープラン』(プレミアムプラン)は、e-Net少額短期保険株式会社を幹事とし、Next少額短期保険株式会社を共同引受保険会社とする共同保険でお引き受けします。

【取扱代理店】

【引受保険会社】

e-Net少額短期保険株式会社 (関東財務局長第46号)  
Next少額短期保険株式会社 (関東財務局長第84号)